

## 浅口市公告第29号

公募型プロポーザル方式により、下記実施要領に基づき業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和7年12月26日

浅口市長 栗山康彦

記

### 浅口市立小中義務教育学校AI型学習支援ドリル導入業務公募型プロポーザル実施要領

#### 1 趣旨

本要領は、浅口市立小中義務教育学校AI型学習支援ドリル導入業務の実施にあたり、必要な知識と経験を有し、最も優れた提案を行う事業者を優先交渉権者として選定することを目的に、必要な事項を定める。

上記の選定に当たっては、広く提案を求めるため、公募型プロポーザル方式を採用する。

#### 2 業務概要

##### (1) 業務名

浅口市立小中義務教育学校AI型学習支援ドリル導入業務

##### (2) 目的

児童生徒の学習状況の可視化と個別最適な学習支援の実現、家庭学習時間の確保と学習習慣の定着、並びに教職員の負担軽減による働き方改革の推進を目的として、全ての小中義務教育学校にAI型デジタルドリルを導入する。

##### (3) 基本仕様

別紙1「基本仕様書」のとおり

##### (4) 業務費用上限額（消費税及び地方消費税に相当する額を含むこと）

5年間 19,261千円（税込）

##### (5) 契約期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

#### 3 提出書類等

##### (1) 提出書類

依頼する提案資料は、以下のとおりとする。

- (ア) 参加申請書（提案様式1）
- (イ) 提案者概要書（提案様式2 パンフレットでも可）
- (ウ) 業務実績調書（提案様式3）
- (エ) 企画提案書

本要領及び別紙1「基本仕様書」等の記載内容を十分理解した上で、本市に最適なAI型学習支援ドリルを導入するための「浅口市立小中義務教育学校AI型学習支援ドリル導入業務企画提案書」(以下「提案書」とする。)を作成すること。提案書は目次及び表紙を除いたA4用紙で作成し、紙媒体(正本1部・副本8部)及び電子データを提出すること。ページ上限は設けていないが、常識の範囲内とすること。

提案書の作成にあつては、以下の内容を記載し、具体的な提案内容がわかる資料を作成すること。また、提案書は提案者の技術的能力等を評価する必要な資料となるため、下記に記述のない部分は、関連する項目内に提案者自らの経験、調査等をもとに作成し、提案内容の充実に努めること。

ア 基本方針

- ・AI型デジタルドリル運用の基本的な方針・考え方システム概要

※仕様書をすべて満たしていることが分かるようにする。

※独自の提案の特徴やアピールポイントがあればその概要

- ・導入実績
- ・導入実績を踏まえ、課題と対応状況

イ 業務の実施スケジュールについて

- ・業務の実施体制
- ・時期、業務内容

ウ 事業費について諸経費の内訳と合計積算額

- ・コスト削減のポイント
- ・今後5年間の価格見込み

(オ) 見積書(写)(下記詳細)

(詳細)

- ・任意の書式を用いて、見積書を作成すること。
- ・見積書の内訳が分かる資料を添付すること。
- ・金額は契約期間の総額とすること。

(2) 提案資料提出期限

令和8年1月30日(金)午後5時(必着)

(3) 提出先

浅口市教育委員会事務局学校教育課

(4) 提出方法

提出書類の電子データはPDFファイルとし、CD-R1枚に格納し提出すること。ただし、容量が不足し1枚に格納できない場合は、2枚での提出も可とする。紙媒体は担当部署まで持参又は郵送等。

#### 4 質問

(1) 質問提出期限

令和8年1月13日(火)午後5時(必着)

(2) 質問提出方法

「浅口市立小中義務教育学校AI型学習支援ドリル購入業務質問書」(提案様式4)にて電子

メールにより提出すること。なお、その場合は電子メールの件名を「浅口市立小中義務教育学校AI型学習支援ドリル購入質問書（会社名）」とすること。

(3) 回答

浅口市ホームページにて回答する。

(4) 質問提出先

浅口市教育委員会事務局学校教育課

gakkokyoku@city.asakuchi.okayama.jp

5 日程

月日	項目	備考
12月26日（金）	公示	
1月13日（火）	質問提出締切	メール
1月20日（火）	質問回答期限	市HP
1月30日（金）	提案書提出締切（必着）	持参又は郵送
2月18日（水）	プレゼンテーション（予定）	別途通知
2月25日（水）	選定結果通知（予定）	メール
3月	契約交渉・締結	

6 プrezentation

提出された提案書をもとに職員に対してプレゼンテーションを実施するものとする。プレゼンテーションは、1社40分とする。

当該業務の責任者が実施することを原則とし、同席できるのは各社最大3名とする。プレゼンテーションに必要な機器や費用は全て提案者が用意することとするが、実施会場、電源、机、椅子、スクリーン及びプロジェクターは浅口市で用意する。

タイムスケジュール	実施項目
00:00～5:00	準備（5分）
5:00～25:00	開始、提案書説明（20分）
25:00～35:00	質疑応答（10分）
35:00～40:00	終了、片付け（5分）

(1) 実施日

令和8年2月18日（水）

(2) 会場

浅口市中央公民館 1階第3会議室

7 参加資格

本プロポーザルに参加出来る者は、以下に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による入札参加制限を受けていないこと。
- (2) 浅口市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（平成19年浅口市告示第65号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 浅口市建設工事等暴力団関係者対策措置要綱（平成18年浅口市告示第101号）に基づく指名除外を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定をうけているものを除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 令和7年度浅口市競争入札（見積）参加資格を有していること。

## 8 選定

提出された提案書類、プレゼンテーションにより総合的に評価し優先交渉権者を選定する。審査の経過及び内容に関しては、いかなる問合せにも応じない。審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。なお、提案者が1者の場合も総評価点が満点の6割以上であれば有効とする。

## 9 契約

### (1) 契約締結協議

選定結果の通知後、優先交渉権者と提出された提案書及び見積書等をもとに速やかに協議を行い、双方の合意に基づいて契約を締結する。

- (2) 協議が不調、辞退、規定違反等により受注不能となった場合は、次点交渉権者と協議する。
- (3) 優先・次点決定後であっても、虚偽記載や重大な瑕疵が判明した場合は決定を取り消す。

## 10 注意事項

- (1) 本提案依頼に基づき提案のあった参加者に対して、将来のシステム調達の保証を行うものではない。また、提案のなかった事業者について、今後、不利益に扱うことは一切ない。
- (2) 提案された情報については、当該目的のために当組織内で利用するが、参加者に断りなく組織外への配布は行わない。
- (3) 提案された情報及び資料等については、返却しない。
- (4) 提案された資料等の作成及び提出に必要な費用は、各参加者の負担とする。
- (5) 提案された情報については、後日問い合わせをする場合がある。
- (6) 参加申請書を提出後に辞退する場合は、参加辞退届（提案様式5）を提出すること。
- (7) 参加・提案に要する費用は応募者負担とする。

## 11 問い合わせ先

浅口市教育委員会事務局学校教育課 担当：田邊・平本

電話 0865-44-7012 FAX 0865-44-7602

gakkokyoku@city.asakuchi.okayama.jp